

2002年1月10日
(平成14年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

精神障害者保健福祉手帳の申請受理及び交付業務、通院医療費公費負担の申請受理業務に係るコンピュータ利用について（答申）

2001年（平成13年）12月18日付けで諮問された、精神障害者保健福祉手帳の申請受理及び交付業務、通院医療費公費負担の申請受理業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性及び安全対策は次のとおりである。

- (1) 現在、精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担に関する申請は、保健所長を経由して都道府県知事に対して行われているが、平成11年6月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が一部改正されたことにより、平成14年4月1日からは市町村長を経由して都道府県知事に対して行われることとなった。審査及び交付決定は従来どおり都道府県で行うが、申請及び交付窓口が保健所から市町村に移ることになる。その結果、身体、知的、精神障害の3障害の手帳の申請、交付事務、また、ホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスについても市町村で実施していくこととなった。
- (2) 手帳及び公費負担については有効期間が2年となっており、手帳所持者及び公費負担受給者は、平成14年4月以降申請を市に対して行うこととなる。市においては、市民からの相談に迅速に対応するため、申請書受付時における手帳の所持及び公費負担の受給状況に関する情報が必要であり、また、重複障害により複数の手帳を所持している場合には福祉サービスを重複して受給してしまう可能性もあること

から、既にコンピュータ利用している身体、知的障害者の手帳等業務とあわせて総合的に管理するため、コンピュータの利用が不可欠である。

- (3) 本システムは、保健福祉総合システムの一部として位置づけ、「藤沢市コンピュータシステム管理運用規程」及び「藤沢市保健福祉総合システム運用管理に関する要綱」並びに「藤沢市保健福祉総合システム取扱要領」を遵守し、本業務における個人情報保護及び安全対策を図る。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

(1) コンピュータ利用の必要性

手帳所持者及び公費負担受給者からの申請受付時に、手帳の所持状況や公費負担の受給状況に関する情報を正確かつ効率的に管理することで、当事者からの相談があった場合等に迅速に対応することが可能となり、市民サービスの向上が図れることから、コンピュータ利用の必要性は認められる。

(2) 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は、次に掲げる事項となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

ア 精神障害者保健福祉手帳の申請受理及び交付業務

氏名、性別、生年月日、年齢、台帳登録日、台帳登録事由、台帳廃止日、台帳廃止事由、申請日、申請事由、進達日、疾患名、担当民生委員名、県名、手帳番号、等級、承認日、承認事由、有効期限、変更日、変更事由、返還日、返還事由、保護者名、関係者区分、同居・別居、電話番号、ファックス番号、関係者名、関係者区分、同居・別居、電話番号、ファックス番号

イ 通院医療費公費負担の申請受理業務

氏名、性別、生年月日、年齢、台帳登録日、台帳登録事由、台帳廃止日、台帳廃止事由、申請日、申請事由、進達日、疾患名、担当民生委員名、承認日、承認事由、有効期限、受給者番号、診療の種類、保険の種類、診療科、医師名、医療機関、変更日、変更理由、返納日、返納事由、保護者名、関係者区分、同居・別居、電話番号、ファックス番号、関係者名、関係者区分、同居・別居、電話番号、ファックス番号

(3) 安全対策

本業務に当たっては、「藤沢市コンピュータシステム管理運用規程」及び「藤沢市保健福祉総合システム運用管理に関する要綱」並びに「藤沢市保健福祉総合システム取扱要領」を遵守し処理するため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上